

武雄市が所有する車両の売却について一般競争入札を実施しますので、入札参加申込の受付期間及び方法等について次のとおり公告します。

令和 元年10月 4日

武雄市長 小松 政

売却物件について

名称	詳細	特記事項	予定価格（最低売却価格）
武雄市公用車 (マイクロバス)	日産シビリアン (登録ナンバー 佐賀200 さ 320) ・初年度登録 平成14年8月 ・型式 KK-BJW41 ・原動機の型式 TD42 ・変速機 マニュアルトランス ミッション(5速) ・燃料の種類 軽油 ※その他仕様書を参照	・乗客乗降口ドア自動開閉不可 ・令和元年9月24日現在走行距離 138,218Km ・令和元年8月28日に車検有効期間が満了し、武雄市は今年度の車検を行わない ・令和元年9月29日に自動車損害賠償保険の保険期間が満了する ・落札者は車両引渡後、15日以内に車両に付随している全ての武雄市の文字を削除し、削除後の写真を武雄市資産管理課へ提出すること。 ・落札者は車両引渡後、15日以内に車両の所有者が変更した場合に要する各種手続きを行い、完了したことを示す書類を武雄市資産管理課へ提出すること。	373,200円

入札参加者の資格について

特別な資格は要せず個人・法人を問わず参加できますが、以下の内容に該当する方は本入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人又は法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員であるもの。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ② 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

- ③暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ④暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

車両確認について

- (1)開催日時 令和元年10月15日(火) 10時30分から11時30分
- (2)開催場所 武雄消防署跡地(武雄市武雄町大字武雄 5959-2)
- (3)車両を確認される方は開催日時に現地にお越してください。
(事前の予約等は必要ありません)
- (4)入札への参加要件ではありません。
- (5)現車確認の有無にかかわらず、入札後および落札後に記載事項以外の不調箇所および瑕疵を発見した場合でも、契約金額の減額や契約の取消には応じません。

入札参加申込み期間及び受付場所

入札に参加するためには事前に参加申込みが必要となります。

下記の参加受付期間に申込みがない場合は、入札に参加できません。

- (1)申込期間 令和元年10月11日(金)から令和元年10月25日(金)まで
(土・日・祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
- (2)受付場所 武雄市役所(庁舎3階)総務部資産管理課管理係
【武雄市役所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10】

入札参加申込書類及び申込方法

- (1)一般競争入札参加申込書【様式1】に下記書類を添付し、提出してください。
 - ・個人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、住民票抄本、返信用はがき(宛名記載のもの)
 - ・法人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、法人登記簿(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)、返信用はがき(宛名記載のもの)
- (2)郵送による場合は簡易書留で送付してください。(申込締切日までに必着)
- (3)申込書の受理後、「入札参加申込受理通知」を送付します。

入札の日時と実施場所

- (1)入札日 令和元年10月31日(木)
- (2)受付 午前10時15分から
- (3)入札 午前10時30分から
- (4)場所 武雄市役所3階会議室

入札について

- (1)入札には本人又は代理人が出席してください。代理人の場合委任状【様式3】が必要です。
- (2)入札開始までに受付と入札保証金の納付を済ませてください。入札開始以後の入場は認められません。
- (3)所定の入札書に入札金額を記入してください。金額の加除訂正はできません。
- (4)入札箱に投入した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。

入札の中止について

入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変その他のやむを得ない事由が生じた場合には入札を中止します。

入札保証金について

- (1)入札者は、入札当日の受付時に入札保証金を納付してください。
- (2)入札保証金は、現金でのみ納付できます。
- (3)入札保証金は、入札者が見積もる価格(入札しようとする金額)の100分の5以上に相当する金額となります。
- (4)物件の予定価格を下回る額の入札は無効となりますので、それを見越したうえで必要な

金額を納付してください。

- (5) 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後、速やかにお返しします。落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当できます。
- (6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後に入札参加資格を有しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として取り扱いますので、お返ししません。

入札が無効となる場合

次のいずれかに該当する入札は、無効になります。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に入札金額、氏名及び押印のない入札又はこれらが判別不可能な入札
- (3) 所定の入札保証金が納入されていない入札
- (4) 入札者が同一事項について2回以上行った入札
- (5) 不正行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札に関し、武雄市の担当職員の指示に従わなかった者が行った入札

開札について

開札は、入札書提出後ただちに入札者又はその代理人の立会のうえ行います。

落札者の決定について

- (1) 落札者は、予定価格（最低売却価格）以上で最高金額の入札者を落札者とします。
- (2) 最高金額の入札者が2人以上あるときは、くじ引きをもって落札者を決定します。
- (3) 落札が決定したときは口頭で、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額（落札者がいない場合はその旨）を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

落札金額等の公表について

落札金額は武雄市が公表するものとします。また、入札結果表の内容（入札参加者の氏名を除く。）についても公表する場合があります。

契約保証金の納付期限及び売買契約締結について

落札者は令和元年11月7日（木）までに、契約保証金を納付し、武雄市が定めた売買契約書に必要事項を記入のうえ提出してください。武雄市において契約保証金の納付が確認できた時点で、落札者と売買契約を締結します。

契約保証金について

契約保証金は、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付する必要があります。

- (1) 落札決定後、武雄市が発行する納入通知書により、武雄市が指定する金融機関にて納付してください。
- (2) 入札時に納付いただいた入札保証金を充当することができます。

売払代金（残金）の納付期限について

売払代金から契約保証金額を差し引いた残金の納付期限は、令和元年11月18日（月）です（売買契約締結後10日以内）。

- (1) 武雄市が発行する納入通知書により、武雄市が指定する金融機関で納付してください。
- (2) 所定の期限までに売払代金を完納されない場合は、契約を解除することになります。この場合、契約保証金はお返ししません。

所有権の移転等について

- (1) 所有権の移転 : 売払代金が完納されたことを市が確認できた時点をもって所有権が移転されたものとみなします。
- (2) 手続き等 : 所有権の移転に伴い要する手続きについては全て落札者が対応する

ものとしす。また、所有権の移転後15日以内に必要な手続きが完了したことを示す書類を武雄市資産管理課へ提出するものとしす。

その他（注意事項等）

- (1) 入札物件は、現況引渡しです。落札後当該車両に記載事項以外の不調が現れた場合や、瑕疵を発見した場合でも契約の取消および契約金額の減額には応じません。
- (2) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など武雄市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (3) 参加申込書等武雄市に提出された書類については返却いたしません。